

白浜町総合事業単位数表（第一号訪問事業）

訪問型独自サービス

サービスコード	単位数	サービス内容略称	算定項目	算定単位
A2 2411	287	訪問型独自サービス 2 1	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	1 回につき
A2 2511	179	訪問型独自サービス 2 2	(2) 生活援助が中心である場合	
A2 2621	220	訪問型独自サービス 2 3	(二) 所用時間45分以上の場合	
A2 1411	163	訪問型独自短時間サービス	(3) 短時間の身体的介護が中心である場合	
A2 C216	▲ 3	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	
A2 C217	▲ 2	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2	(一) 所用時間20分以上45分未満の場合	
A2 C218	▲ 2	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3	(二) 所用時間45分以上の場合	
A2 C219	▲ 2	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3) 短時間の身体的介護が中心である場合	1 月につき
A2 6001		訪問型独自サービス同一建物減算 1	所定単位数の 1 0 %減算	
A2 6003		訪問型独自サービス同一建物減算 2	所定単位数の 1 5 %減算	
A2 6002		訪問型独自サービス同一建物減算 3	所定単位数の 1 2 %減算	
A2 8002		特別地域加算	所定単位数の 1 5 %加算	
A2 8102		中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 1 0 %加算	
A2 8112		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5 %加算	1 回につき
A2 4001	200	初回加算	2 0 0 単位加算	
A2 4003	100	生活機能向上連携加算	①生活機能向上連携加算 (I) 1 0 0 単位加算 (1 月)	
A2 4002	200		②生活機能向上連携加算 (II) 2 0 0 単位加算 (1 月)	
A2 6102	50	口腔連携強化加算	1 回につき50単位加算 (1 月に1 回を限度)	
A2 6269		介護職員処遇改善加算	①介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位×137/1000	
A2 6270			②介護職員処遇改善加算 (II) + 所定単位×100/1000	
A2 6271			③介護職員処遇改善加算 (III) + 所定単位×55/1000	
A2 6278		介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位×63/1000	
A2 6279			介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位×42/1000	
A2 6281		介護職員等ベースアップ等支援加算	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算 + 所定単位×24/1000	

注 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等の居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外